

「ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項(RMRP21)」第9版改正要旨

平成27年12月28日

IAJapan 環境認定課

1. 改正理由

- (1) 「IAJapan 認定機関ロゴ、認定シンボル及びILAC ロゴ等の使用に関する規程(URP15)」の改正に対応した改正を行う
- (2) 「APLAC TC 008 APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer」の2015年3月の改正に対応した改正を行う

2. 主な改正内容

- ◆3. 引用規格、規程等の名称、改正年の修正。
- ◆4. 用語、定義に「認定機関ロゴ」、「認定シンボル」等を追加。
- ◆5. 4. 3に認定範囲に特性の測定方法及び認証標準物質の場合の不確かさの範囲を含むことを記載。
- ◆認証標準物質(CRM)と標準物質(RM)の双方が読めるように修正。
- ◆5. 5下請負契約者に係る規定の一部の表現を修正。
- ◆5. 5(5)下請負契約の下請負契約(孫請け)についての規定の追記。
- ◆6. 認定シンボル使用に関する記載を追記。
- ◆その他、字句の修正等。

3. 適用開始日

平成28年2月1日を予定。

以上